虐待防止のために



高齢者の虐待に気づいたら

虐待を防ぐためには、私たち一人ひとりの小さな「気づき」が大切です。虐待に気づいた人には通報義務があります。虐待をとめることは、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。気がかりなことがありましたら、地域包括支援センターや市の担当窓口へご連絡ください。また、虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。

守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることは決してありません。安心して連絡してください。

「どこに相談するのかわからない」
といった悩みも、まずはご相談ください。



白河市高齢福祉課

保健・医療・福祉に関する総合的な相談や、介護保険・介護予防・高齢者福祉サービスについての相談。

〒961-8602
白河市八幡小路7番地1

☎0248-28-5519

地域包括支援センター

生活全般の悩みや相談について、適切なサービスの紹介や、さまざまな支援を行うために市が設置する総合相談窓口。

センター名	電話番号・メール	担当圏域
白河市地域包括支援センター 〒961-0901 白河市明戸56-12	**☎0248-21-0332** houkatu@shirakawa-shakyo.ne.jp	中央中学校圏域のうち第一小学校区及び第三小学校区・東北中学校圏域・大信中学校圏域
白河市地域包括支援センター 大信サブセンター 〒969-0308 白河市大信増見字八幡山55 白河市大信デイサービスセンター内	**☎0248-21-9565** houkatu@shirakawa-shakyo.ne.jp	大信中学校圏域
白河市東部地域包括支援センター 〒961-0021 白河市関辺川前88 ひもろぎの園内	**☎0248-31-8889** toubuhoukatu@shintokukai.org	中央中学校圏域のうち関辺小学校区・五箇小学校区・南中学校圏域・表郷中学校圏域・東中学校圏域
白河市西部地域包括支援センター 〒961-0856 白河市新白河2丁目212 高山コミュニティセンター内	**☎0248-21-6032** seibu-houkatu@shirakawa-shakyo.ne.jp	第二中学校圏域

《時 間》午前8時30分～午後5時15分（大信サブセンターは午前9時30分～午後4時00分）
《休 日》毎週土曜日・日曜日・祝日・年末年始

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

禁無断転載©東京法規出版
1807804

高齢者虐待を防ぐために

介護問題 ひとりで悩んでいませんか？



誰もが高齢期を迎えます。
高齢者虐待は
すべての人の問題です。

平均寿命がのび、多くの人が長寿を得られるようになった一方で、残念ながら高齢者の虐待（ぎゃくたい）数は高い水準が続いています。虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、さまざまな要因があります。高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族がともに健やかに暮らすためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り、支援していくことが望まれています。

白河市　高齢福祉課

知ってください 高齢者虐待の現状！

厚生労働省の調査では、高齢者が家族などから虐待を受けたと判断された事例が、1万7,000件以上にのぼっています。表面化していないものを含めれば、さらに多くの高齢者が虐待の被害にあっていると考えられます。

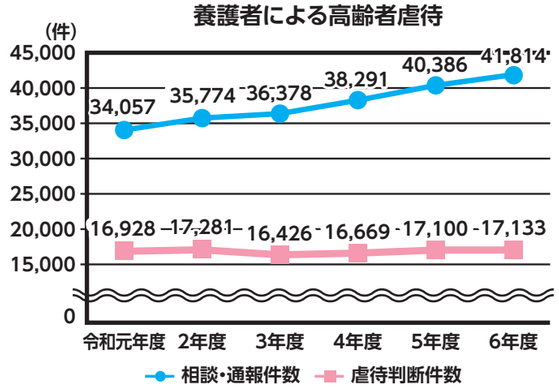

（グラフ）／厚生労働省「令和6年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成

高齢者虐待が生じる背景には、養護者（介護者）が介護により心身共に疲労し、追いつめられていることが挙げられます。

このような行為は虐待にあたります



身体的虐待
- ●たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ●ベッドにしばりつけたり、意図的にクスリを過剰に与えたりなど

心理的虐待
- ●排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
- ●子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

性的虐待
- ●懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- ●キス、性器への接触、セックスを強要するなど

介護・世話の放棄・放任
- ●空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- ●おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

経済的虐待
- ●本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- ●本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

虐待であることを自覚していないことも

高齢者虐待に関する調査では、介護や世話をしている人の半数以上、虐待を受けている高齢者の3割の人が虐待の自覚がないという結果が出ています。気づかず不適切な対応になりやすい事例について、次のリストでチェックしてみましょう。

チェックリスト

- □ 言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしったりしてしまう。
- □ 良いことと悪いことをわかってもらうために、たたくなどしてしつけをしている。
- □ 認知症により徘徊（はいかい）するので、部屋に閉じ込めている。
- □ 認知症や寝たきりで外聞が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせなかったりしている。
- □ 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- □ 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある。

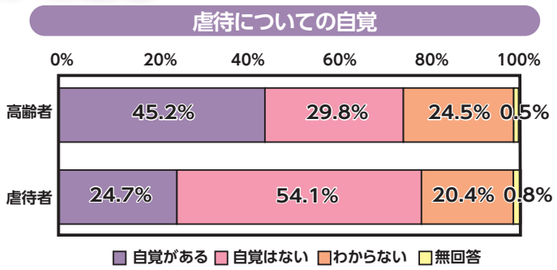

（厚生労働省「平成18年　市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について　Ⅰ　高齢者虐待防止の基本」より作成）

まわりの人へ

本人たちが自覚がなくても虐待の疑いがある場合は専門機関へ報告を。



介護をする人へ

～介護をがんばりすぎていませんか～



- 介護の負担をひとりで抱えている
- 認知症がある高齢者を介護している
- 介護者に疾病や障害がある

地域の人へ

～まわりにこんな人はいませんか～



- 身近に頼れる家族がいない
- 経済的に困窮（こんきゅう）している
- 近所づきあいがない

誰もが**直面するかもしれない**問題です

上記のような状況では、介護者に精神的・身体的な負担がかかりやすくなります。

●積極的にサービスや制度を利用しましょう

介護をしている人は負担を軽くするために、サービスや制度を利用してみましょう。
また、上記のような状態の人がまわりにいたら、さまざまなサービスがあることをぜひ、教えてあげてください。

こんなサービス・制度があります



●在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプ）
自宅で介護や家事の支援サービスを行います。

訪問看護
自宅で看護師等による診療補助などを受けられるサービスです。

通所介護（デイサービス）
送迎により施設での食事や入浴のサービスを行います。

ショートステイ
短期間施設に入所し、介護サービスが受けられます。

福祉用具貸与
日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

●施設サービス

特別養護老人ホーム
常時介護が必要で自宅等での生活が困難な人が入所して、日常生活支援や介護などが受けられます。

老人保健施設
状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

介護医療院　など
長期療養が必要な人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーション等が受けられます。

このほかにも、地域によってさまざまなサービスがあります。

「成年後見制度」をご存じですか？

高齢者の財産などを守るために、成年後見制度を利用する方法もあります。成年後見制度とは、認知症などにより適切な判断をすることが難しくなった人を支援する制度です。預貯金の管理（財政管理）や日常生活上のさまざまな契約など（身上監護）を、本人に代わって後見人が支援します。高齢者が不利益をこうむったり、悪徳商法の被害者となったりすることを防ぎ、権利と財産を守ります。



●こんな人が後見人になります
弁護士、司法書士、社会福祉士、親族　など

※詳しくは地域包括支援センターや市の窓口などにご相談ください。